

## 平成 30 年度主任更新研修（後期）の受講対象年度の皆様

先日、大阪府介護支援専門員協会より郵送いたしました「平成 30 年度大阪府主任介護支援専門員更新研修（後期）のご案内」の書類のうち「書類② お知らせ（重要）～主任介護支援専門員更新研修の受講要件について～」に誤りがありました。修正箇所については、下記のとおりです。

なお、正しいお知らせにつきましては、下記リンクページから再度ダウンロードのうえ差し替えをお願いします。お詫びを申し上げますとともにお手数をお掛けしますが、ご確認をお願いします。

<https://www.ocma.ne.jp/legal/72>

**修正箇所**：上記リンク ダウンロード書類 7 主任更新研修のお知らせ

「② お知らせ（重要）～主任介護支援専門員更新研修の受講要件について～」

### 3. 法定外研修の受講について

研修修了年度	回数の考え方	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto; font-weight: bold; color: red;">誤</div> <p style="font-size: small;">平成 18 ～27 年度までに主任研修を修了した者</p>	平成 29 年度を起点として、研修申込締切日までに毎年 4 回かつ 12 時間以上 ※なお、やむを得ない事情がある場合は、年平均 4 回かつ 12 時間以上の受講で認めることとする。	
	(例) 平成 30 年度（8 月末）に主任更新研修を申込み場合	
	平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日（研修申込締切日から遡って 1 年間） （ただし、平成 30 年度 8 月募集については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日に受講した法定外研修についても、該当期間内に受講したものとみなす。）	
	4 回かつ 12 時間以上	
	(例) 平成 31 年度（3 月末）に主任更新研修を申込み場合	
平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月末まで	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月末まで	
4 回かつ 12 時間以上	4 回かつ 12 時間以上	

研修修了年度	回数の考え方	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto; font-weight: bold; color: red;">正</div> <p style="font-size: small;">平成 18 ～27 年度までに主任研修を修了した者</p>	平成 29 年度を起点として、研修申込締切日までに毎年 4 回かつ 12 時間以上 ※なお、やむを得ない事情がある場合は、年平均 4 回かつ 12 時間以上の受講で認めることとする。	
	(例) 平成 30 年度（8 月末）に主任更新研修を申込み場合	
	平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日（研修申込締切日から遡って 1 年間） （ただし、平成 30 年度 8 月募集については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日に受講した法定外研修についても、該当期間内に受講したものとみなす。）	
	4 回かつ 12 時間以上	
	(例) 平成 31 年度（3 月末）に主任更新研修を申込み場合	
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月末まで	かつ	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月末まで
4 回かつ 12 時間以上		4 回かつ 12 時間以上

**※法定外研修は毎年、4 回かつ 12 時間以上、1 回あたり 1 時間以上を受講しなければなりません。**

連絡先  
 大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ  
 Tel : 06-6941-0351(代表) 内線 6669  
 Fax : 06-6941-0513